

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による、妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②妊婦給付認定の取消しに関する事務 ③妊婦支援給付金の支給に関する事務 ④妊婦給付認定者の胎児の数等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤妊婦支援給付金の支給のために必要な情報の提供の求めに関する事務 ⑥妊婦等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業)に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、共通基盤システム、健康づくり情報システム、衛生システム、住民記録システム、個人・法人管理システム及びMISALIO(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業)関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第3条【②の命令第2条の表における情報提供の根拠】 42、125、155、161の項 【②の命令第2条の表における情報照会の根拠】 155の項 【②の命令第3条における情報提供の根拠】 第44条、第127条、第157条、第163条 【②の命令第3条における情報照会の根拠】 第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 こども家庭センター・子ども健康課
②所属長の役職名	子ども健康課長兼こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開総合窓口(徳島市総務部総務課法規担当) 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市子ども未来部 こども家庭センター 子育て世代包括支援担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0536
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市子ども未来部 こども家庭センター 子育て世代包括支援担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0536
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
[1,000人以上1万人未満]	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
[500人未満]	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、事務手順を、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバー法第16条に基づくマイナンバーの真正性確認及び申請者の本人確認を行う事としているため。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を扱う全ての職員について、特定個人情報ファイルの取扱いに関する研修及びサイバーセキュリティに関する研修を毎年度実施している。	

